

平成 27 (2015) 年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

目 次

I	調査概要	1
II	調査結果(まとめ)	3
III	課題及び今後の改善策	8

集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	1 2
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別]	1 3
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	1 4
4	会長・副会長への女性の参加状況	1 4
5	市民公募委員への女性の参加状況	1 4
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	1 5
7	各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布	2 7
8	女性委員のいない審議会等の参加促進計画	2 8

調査資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	3 0
	川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票(様式1)	3 4
	女性のいない審議会等の参加促進計画(様式2)	3 5

平成 27(2015)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

I 調査概要

<本調査の目的>

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現には、政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画の拡大が極めて重要である。国は、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{*1}の推進として、平成 15(2003)年 6 月に男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、平成 32(2020)年までに、指導的地位^{*2}に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標を掲げている。平成 27(2015)年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍の推進に向けて国や地方公共団体・企業が、女性の管理職への登用を含む積極的な取組を推進していくことが期待されている。

本市では、政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する取組として、市の審議会等委員への女性の参加を積極的に促進するために「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）を平成 2(1990)年 6 月に施行し、審議会等委員の選任に当たっては、審議会等を所管する各局(室)区の長と市民・こども局長の間で、委員が確定する前に事前に協議を実施している（以下「事前協議」という。）。

参加促進要綱第 3 条^{*3}において、「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標として掲げるとともに、平成 26(2014)年 3 月策定の第 3 期川崎市男女平等推進行動計画^{*4}（以下「行動計画」という。）においては、「審議会等委員の女性比率が平成 30(2018)年度までに、40%となるようめざす」ことを位置付け、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」（以下「調査」という。）を毎年度、達成状況を把握するため実施している。

*1 男女共同参画基本法第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会）に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と規定している。

*2 平成 19(2007)年 2 月の男女共同参画会議意見決定により、「指導的地位」の範囲を①議会議員、②法人・団体等における管理職相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性の高い職業に従事する者と定められた。

*3 参加促進要綱第 3 条では、「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成 30(2018)年度までの目標とする。①審議会等委員の女性比率が 40%となるようめざす。②女性委員のいない審議会等をなくす。③委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする。」としている。

*4 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 26(2014)年 3 月に、第 3 期行動計画が策定された。

<調査設計>

- (1) 調査対象 全局(室)区
- (2) 調査期間 平成 27(2015)年 6 月 5 日 (金) ～ 6 月 30 日 (火)
- (3) 調査基準日 平成 27(2015)年 6 月 1 日現在

<調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表 1 のとおりとし、附属機関設置条例、附属機関等の設置等に関する要綱^{*5}に基づき以下 4 つの区分に分類している。

表 1 対象となる審議会等

附属機関	<u>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関設置条例第 8 条に基づき、附属機関に必要な応じ設置された部会</u> (附属機関設置条例第 8 条) 附属機関は、必要な応じ、部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第 174 条に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第 174 条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会	<u>要綱等に基づき開催される懇談会</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第 2 条)「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。

なお、次に掲げる要件に該当する審議会等は除外対象としている。

調査基準日(毎年度 6 月 1 日現在)において①未設置、②休止中、③委員が委嘱されていない、状況にある審議会等。

<調査内容>

(1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(P. 34 様式 1)

- ① 審議会等の名称及び所管課
- ② 根拠法令等
- ③ 根拠法令等による設置の区分
- ④ 平成 27 年度 6 月 1 日現在の活動状況
- ⑤ 定数及び現員
- ⑥ 女性委員の現員及び割合
- ⑦ 会長及び副会長の性別及び人数^{*6}
- ⑧ 委員の任期
- ⑨ 再任の取扱い
- ⑩ 今後の方向性(継続もしくは解消)
- ⑪ 委員選任時における男女比への配慮の有無^{*7}

^{*5} 附属機関等の設置等に関する要綱は平成 27(2015)年 4 月 1 日付で改正され、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関と要綱等に基づき開催される懇談会の設置等について基本事項が定められた。これに伴い、川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱も対象となる審議会等の一部改正を行った。

^{*6} 「川崎市附属機関設置条例」第 6 条、第 7 条及び第 8 条では、「附属機関及び部会は会長及び部会長を置き、委員の互選により定める」、としている。今回の調査では会長及び副会長の性別及び人数を把握する対象は附属機関及び部会としている。

^{*7} 平成 16(2004)年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の 3 択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されているなど、所管課の取組だけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択することとしている。

(2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」(P.35 様式2) *8

- ① 審議会等の名称及び所管課
- ② 委員の任期
- ③ 女性のいない理由
- ④ 女性の参加促進計画

II 調査結果 (まとめ)

平成 27(2015)年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について、調査を行った結果は次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100.0%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。

II-1. 女性委員の参加比率について

◆ 女性委員の参加比率は 29.3%、前年度比 2.2 ポイント減

- 川崎市の審議会等の委員総数 2,973 人のうち、女性は 870 人、男性は 2,103 人で、女性委員の参加比率は 29.3%である。
- 平成 26(2014)年度と比べ、2.2 ポイント減となった。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

	平成 25(2013)年度		平成 26(2014)年度		平成 27(2015)年度	
女性	990 人	30.7%	1,064 人	31.5%	870 人	29.3%
男性	2,231 人	69.3%	2,317 人	68.5%	2,103 人	70.7%
総数	3,221 人	100.0%	3,381 人	100.0%	2,973 人	100.0%

(調査時点はともに 6 月 1 日現在)

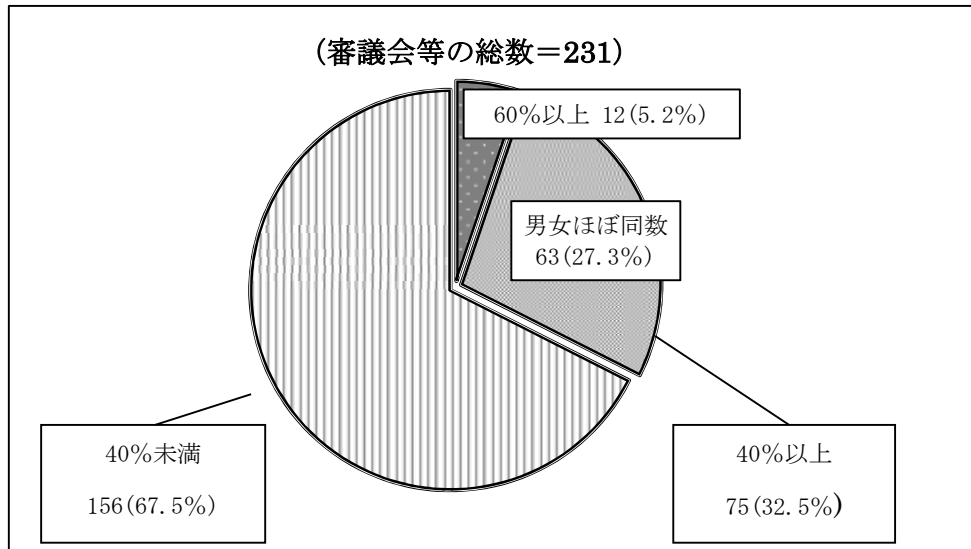
◆ 40%の目標値を達成している審議会等は 75(32.5%)、40%未満は 156(67.5%)

- 審議会等の総数 231 のうち、女性委員の参加比率が男女ほぼ同数*9 となる 40%以上 60%未満の審議会等の数は 63(27.3%)、60%以上の審議会等の数は 12(5.2%)である。40%の目標値に達成していない審議会等の数は 156 と全体の 6 割以上を占める。

*8 女性委員のいない審議会等を対象としている。

*9 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標とし、委員総数(現員)のうち女性委員が 40%以上 60%未満(男女いずれか一方の総数の 10 分の 4 未満とならない状態)の審議会等を「ほぼ同数」としている。ただし、委員総数が 3 人の審議会等の場合は、女性委員が 1 人(33.3%) (男女いずれか 1 人いる状態)で男女ほぼ同数の審議会等としている。

図1 女性委員の参加比率の目標値40%の達成状況

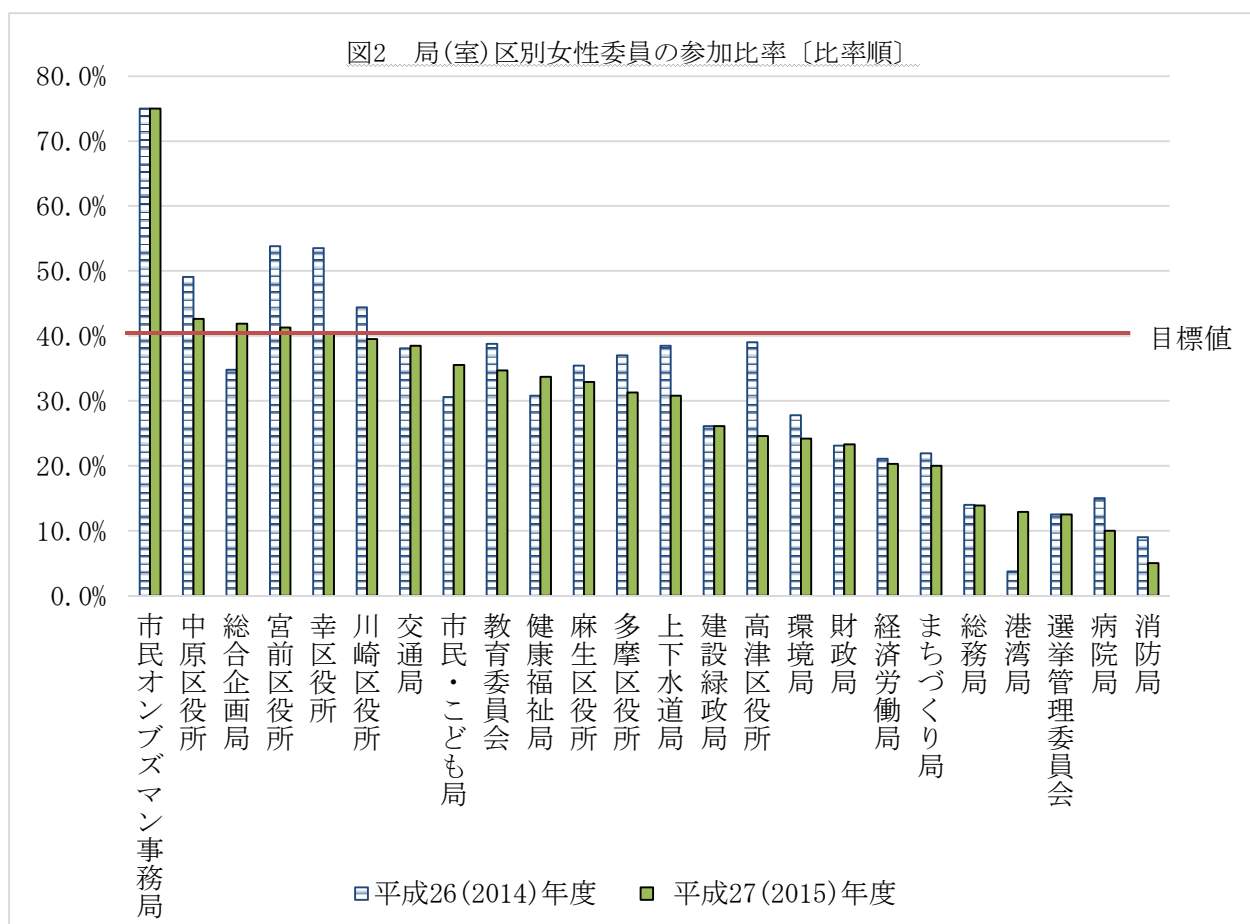


- ◆ 審議会等委員への女性の参加比率が、男女ほぼ同数となる40%以上60%未満にある局(室)区は、総合企画局、幸区役所、中原区役所、宮前区役所である。
- 増加率は、港湾局が9.2ポイント増と最も高く、続いて総合企画局が7.1ポイント増、市民・こども局が4.9ポイント増となっている。
- 平成26(2014)年度と比べ、女性委員の参加比率が1ポイント以上増加した局(室)区の数4、昨年度より比率を落とした局(室)区の数15である。

表3 局(室)別女性委員の参加比率

局(室)区名	平成26(2014)年度 参加比率 (B)	平成27(2015)度 参加比率 (A)	参加比率の増減 ポイント (A - B)
総務局	14.0%	13.9%	△0.1
総合企画局	34.8%	41.9%	7.1
財政局	23.1%	23.3%	0.2
市民・こども局	30.6%	35.5%	4.9
経済労働局	21.1%	20.3%	△0.8
環境局	27.8%	24.2%	△3.6
健康福祉局	30.8%	33.7%	2.9
まちづくり局	21.9%	20.0%	△1.9
建設緑政局	26.1%	26.1%	0.0
港湾局	3.7%	12.9%	9.2
川崎区役所	44.4%	39.5%	△4.9
幸区役所	53.5%	40.3%	△13.2
中原区役所	49.1%	42.6%	△6.5

高津区役所	39.0%	24.6%	△14.4
宮前区役所	53.8%	41.3%	△12.5
多摩区役所	37.0%	31.3%	△5.7
麻生区役所	35.4%	32.9%	△2.5
上下水道局	38.5%	30.8%	△7.7
交通局	38.1%	38.5%	0.4
病院局	15.0%	10.0%	△5.0
消防局	9.0%	5.0%	△4.0
市民オンブズマン事務局	75.0%	75.0%	0.0
教育委員会	38.8%	34.7%	△4.1
選挙管理委員会	12.5%	12.5%	0.0
全局(室)区	31.5%	29.3%	△2.2



◆ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は、63(27.3%)

- 審議会等の総数 231 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は 63(27.3%)である。

- 平成 26(2014)年度と比べ、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数は 1 減少、比率としては 0.5 ポイントの増である。

表 4 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等〔局(室)区別〕

総務局 (3)	健康福祉局 (10)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ● 川崎市資産公開等審査会 ● 川崎市公務災害補償等審査会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市福祉有償運送運営協議会 ● 川崎市介護認定審査会 ● 川崎市介護保険運営協議会 ● 川崎市障害者施策審議会 ● 川崎市食育推進会議
総合企画局 (2)	まちづくり局 (6)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市総合計画市民検討会議 ● 川崎市協働・連携のあり方検討委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市開発審査会 ● 川崎市都市景観審議会 ● 川崎市都市景観審議会専門部会 ● 川崎市地区まちづくり審議会 ● 川崎市住宅政策審議会 ● 登戸土地区画整理事業評価員
財政局 (3)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市不動産評価専門委員 ● 川崎市政府調達苦情検討委員会 ● 川崎市入札監視委員会 	
市民・こども局 (8)	港湾局 (1)
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全・安心な環境づくりに係る専門委員 ● 川崎市外国人市民代表者会議 ● 川崎市子どもの権利委員会 ● 川崎市男女平等推進審議会 ● 川崎市文化芸術振興会議 ● 川崎市子ども・子育て会議 ● 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会 ● 川崎市保育所等整備事業者選定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会
経済労働局 (2)	川崎区役所 (3)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市食の安全確保対策懇談会 ● 川崎市大規模小売店舗立地審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎区区民会議 ● 川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会 ● 川崎区地域福祉計画推進会議
環境局 (1)	幸区役所 (2)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市ごみ減量推進市民会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市幸区指定管理者選定評価委員会 ● 幸区民生委員推薦区会
健康福祉局 (10)	中原区役所 (4)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 ● 川崎市地域包括支援センター運営協議会 ● 川崎区地域包括支援センター運営協議会 ● 高津区地域包括支援センター運営協議会 ● 宮前区地域包括支援センター運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中原区区民会議 ● 川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会 ● 中原区地域福祉計画推進検討会議 ● 中原区民生委員推薦区会
	高津区役所 (3)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市大山街道ふるさと館運営協議会 ● 高津区地域課題対応事業外部評価懇談会 ● 高津区民生委員推薦区会

宮前区役所 (2)	交通局 (2)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市宮前市民館運営審議会 ● 宮前区民生委員推薦区会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ● 川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会
多摩区役所 (2)	オンブズマン事務局 (1)
<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩区地域福祉計画推進会議 ● 多摩区民生委員推薦区会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市市民オンブズマン専門調査員
麻生区役所 (3)	教育委員会 (5)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会 ● 川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会 ● あさお福祉計画推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市学校運営協議会 (東小田小学校) ● 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 ● 川崎市社会教育委員会議 ● 川崎市立図書館協議会 ● 川崎市立日本民家園協議会

II-2. 女性委員のいない審議会等について

◆ 女性委員のいない審議会等の数は 16(6.9%)

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数 231 のうち 16 であり、全体の 6.9% に当たる。
- 平成 26(2014)年度と比べ、審議会等の数は 2 増加、比率としては 1.0 ポイントの増である。

表 5 女性委員のいない審議会等〔局(室)別〕

総務局 (1)	健康福祉局 (5)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会〔附属機関〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会〔部会〕 ● 川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会〔部会〕 ● 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会〔部会〕 ● 川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会〔部会〕 ● 川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会〔附属機関〕
財政局 (1)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市作業報酬審議会〔附属機関〕 	
経済労働局 (1)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市卸売市場経営プラン策定協議会〔部会〕 	
まちづくり局 (3)	高津区役所 (1)
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画提案制度小委員会〔部会〕 ● 都市計画道路網のあり方検討小委員会〔部会〕 ● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会〔附属機関〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市高津区指定管理者選定評価委員会〔附属機関〕

消防局 (3)	教育委員会 (1)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市危険物等保安審議会〔附属機関〕 ● 川崎市コンビナート安全対策委員会〔附属機関〕 ● 川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会〔部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会〔附属機関〕

[] 内は審議会等の区分 (P.2 <調査区分>表1参照)

◆ 審議会等に女性委員のいない理由として多かったのは、専門家・学識経験者に女性が少ないこと、また推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことであった。

(P.28「8 女性委員のいない審議会等の参加促進計画」参照)。

- 女性委員のいない16の審議会等を調査区分 (P.2 表1参照) ごとにみると、附属機関が8 (50.0%)、部会が8(50.0%)である。
- 部会委員は親会議となる附属機関の委員及び臨時委員で構成されることが多いが、女性委員がいない8の部会の親会議である附属機関の女性の参加比率はいずれも20%以下であった。
- 女性委員がいない審議会等のうち、委員選任時に所管課として男女比に「配慮した」審議会等は10(62.5%)、「配慮しなかった」審議会等は0、「その他」と回答した審議会等は6(37.5%)である。

III 課題及び今後の改善策

【現状と課題】

今年度の調査では、審議会等における女性委員の参加比率は29.3%と前年度の31.5%に比べ2.2ポイント減少し、女性委員のいない審議会等の数は前年度の14から16へ増加した。男女ほぼ同数の審議会等が全体に占める割合は昨年度の26.8%より0.5ポイント増加の27.3%となった。

本調査から、審議会等を所管する24の局(室)区のうち、昨年度より女性委員の参加比率が1ポイント以上増加した局(室)区は4に留まり、15の局(室)区は比率を落としていた(P.13「2 審議会等委員への女性の参加状況[局(室)区別]」参照)。また、活動中と把握した27の部会の女性委員の参加比率は14.6%(P.14「3 審議会等委員への女性の参加状況[根拠法令別]」参照)、女性委員のいない部会の数は8(P.7「II-2 女性委員のいない審議会等について」参照)と、部会委員への女性の参加が十分に確保されていない状況がわかった。

本市は、「組織の簡素化」、「事務負担の軽減」、「意思決定過程の迅速化」を目的として平成26(2014)年度に附属機関等の見直しを実施したが、見直し後に行った本調査では、審議会等の数及び審議会委員総数に昨年度と比べ変化があった。附属機関等の見直しでは、地方自治法の規定に基づき法令または条例を設置根拠とする「附属機関」及び要綱等を設置根拠とする「協議会等」

を、「附属機関」と「懇談会」に整理・統合し、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された附属機関設置条例に基づき新たに 56 の附属機関と要綱等に基づき開催される 36 の懇談会が設置された。そのため、本調査で活動中と把握した審議会等の総数は昨年度より 8 減少し、また、新たに設置されたものが全体の 4 割を占めた。附属機関等の見直しでは、委員定数も整理の対象となり、本調査で把握した委員総数は昨年度に比べ 408 人減少した。こうした見直しが、結果として女性委員の参加比率及び女性委員のいない審議会等の数にも影響したものとする。附属機関設置条例で設置された附属機関のうち、本調査で活動中と把握した 37 附属機関の女性委員の参加比率は 26.2% (37 附属機関の委員総数 263 人に占める女性委員 69 人)、また、女性委員のいない附属機関の数が 5 と相対的に女性委員が少ない傾向があった。附属機関設置条例の制定に伴い、既存の協議会の中には委員定数を見直し、整理した上で附属機関として位置付けられたものがあり、その際、女性管理職が含まれた行政職の委員枠を整理したことから、女性委員の参加比率が下がってしまった附属機関もあった。また、区を中心に設置されていた女性委員の参加比率の高かった協議会等が見直しによって整理・統合され、7 区全てにおいて昨年度より比率が下がっている状況となった。

昨年度の数値(31.5%)を下回るなど目標の達成から遠ざかった今年度の調査結果を受け、今後、目標の達成に向けて、これまで以上に審議会等における女性の参加促進を図っていかねばならない。また、委員の選任を担う各局(室)区が比率を落とすことなく毎年度向上させていくよう、積極的に女性委員の登用に向けた取組を推進し、審議会等委員への女性の参加を確保していくことが重要である。部会等を含む適宜設置される審議会等にも女性の参加促進の趣旨を呼びかけ、事前協議の実施を徹底させていくことが必要である。

附属機関等の見直しにより、市における各審議会等が整理されたことを受け、これを契機に、審議会等委員への女性の参画を一層確保していくことが重要である。人権・男女共同参画室は調査結果を踏まえ次のような改善策を提案し、今後も各局(室)区と協力し審議会等委員への女性の参加促進に向けた取組を進めていく。

【今後の改善策】

1 庁内の自主的な取組の促進

今年度、審議会等を所管する 24 の局(室)区のうち昨年度より比率を落とした局(室)区の数 15 となった事実を重く受け止め、委員の選任を担う各局(室)区がこれまで以上に自主的な取組を推進し、審議会等委員への女性の参加を確保していくことが重要である。人権・男女共同参画室は事前協議により、各局(室)区の担当課と男女共同参画への視点が委員の選任の際に十分に配慮されているかを確認し、積極的な女性委員の登用に向けた取組を促進してきたが、今後、協議の実施を更に徹底するとともに、協議内容が次回以降の選任に十分に活用されるよう働きかけ、各局(室)区におけるより一層の積極的な取組を促進していく。

① 職員の意識向上と事前協議の徹底

局(室)区内の審議会等委員の選任に係る女性の参加比率向上への意識を高めるため、人権・男女共同参画室は平成 26 (2014)年 4 月 1 日に要綱を改正し、各局(室)区は川崎市男女共同参画推進員 (以下「推進員」という。)*¹⁰ (各所管局庶務担当課長) に合議の上、事前協議書を提出すること、また、推進員に向けて事前協議の実施を当該局(室)区内で確認することを庁内会議等で働きかけた。更に、審議会等を所管する各担当課に向けて、本調査依頼及び調査結果報告書送付の際に、事前協議の実施及び女性の参加促進の趣旨について周知に取り組んだ。今後も、人権・男女共同参画室は、庁内会議等の機会を捉え、審議会等委員への女性の参加促進の趣旨が庁内で徹底されるよう継続して周知していくとともに、各局(室)区の推進員が、事前協議の合議の際に、本調査結果を踏まえた上で、当該局(室)区内における女性委員の登用状況を責務として確認していくことを、改めて徹底していく。

今回の調査では附属機関に設置された部会における女性委員の参加比率が低い現状が把握され、部会など必要に応じて設置される審議会等についても、女性の参加促進に向け選任に配慮すべきであることを周知する必要がある。人権・男女共同参画室は、本調査結果から事前協議の対象となる審議会等の一覧を作成し、庁内ホームページ等で公開するとともに、改選が多い時期の前に担当課に向けて事前協議書の提出を働きかけるなど、事前協議の徹底を図る。また、女性委員のいない審議会等については、特に女性の参加促進への取組が必要なことから、個別に通知するなど事前協議の実施を確認する。

② 幅広い女性候補者の確保に向けた協議の充実と活用

目標値を達成できなかった背景として、①審議会等の委員資格として必要とする職種、又は専門分野に女性が少ない、②設置根拠となる条例や要綱等に職務指定の規定はないものの、慣例として特定の職務にある者が委員となることが多く、その職務に占める女性の割合が低い、③委員の推薦を依頼する団体の構成メンバーに女性が少ない、といった現状が挙げられる。

こうした現状に対して、人権・男女共同参画室は「現職の委員 (学識経験者等) に後任として女性候補の紹介をお願いした。」「慣例的な推薦依頼にならないよう、特定の職務にある者に限定しない推薦を働きかけた。」「女性割合の高い団体に推薦を依頼するため、新たな団体推薦枠を追加した。」など、審議会等の選任における好事例を他都市も含め収集し、庁内会議や事前協議の際に積極的に情報提供していく。また、部会の女性委員の参加比率を向上させていく必要があることから、附属機関を所管する担当課に対して、部会設置の際も女性の参画について配慮することを確認する。

事前協議書の提出を徹底するために、協議書を委員委嘱伺いの添付資料とすることを要綱で定めているが、結果として委員がほぼ確定した委嘱直前に事前協議を実施することが多く、協議内容を踏まえて委員を変更することは難しい状況が多い。このため、特に事前協議で目標値の達成が難しいことが確認された審議会等の場合、協議内容を次回改選に向けて有効に活用していくこ

*¹⁰ 川崎市男女共同参画推進員とは、男女平等かわさき条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、男女平等推進の中心的な役割を担うとして、各局・区役所に 2 名ずつ設置されている。

とが重要である。協議書には目標値を達成しない理由を各局(室)区の担当課が記入する必要があるが、今年度から選任に当たり、①女性委員確保のために今回実施した取組、②比率を達成できなかった理由、③今後の改善策の3点を担当課と確認し、その内容を記載するよう働きかけている。上記の内容を記載した事前協議書が、女性委員の参加促進計画として担当課の自主的な取組につながるよう、今後は協議書の改訂などを検討するとともに、事前協議の際は前回の協議内容を踏まえ協議を実施していくこととする。また、特に女性委員のいない審議会等に対しては、事前協議の実施を通知する際に、今回の調査で提出した「女性のいない審議会等の参加促進計画」(P.28参照)の内容を踏まえた選任への働きかけを確認するなど、次回以降の選任も含めた事前協議の有効的な活用を確保していく。

2 市内の事業者や団体等における方針決定過程への女性の参画の推進

審議会等の委員には、特定の分野における経験・実績や地域特性に精通していることなどが求められることから、市内で活動する各種団体や地域で活動する町内会・自治会等に委員の推薦を依頼することが多い。このため、委員の推薦を依頼する団体の構成メンバーによっては、特に役職に就く女性が少ない場合、結果として男性中心の委員推薦になってしまうなど、団体の役職に占める女性の割合が審議会等の女性の参加比率にも影響している。本市では、平成26(2014)年4月から行動計画に基づき、地域における男女共同参画の推進に向けた取組を進めているが、引き続き計画に基づき、企業・事業者や地域で活動する団体に対して、方針決定過程への女性の参画の促進に向けた情報提供を行い、市全体の政策・方針決定過程への女性の参加を推進していくことが重要である。

また、平成27(2015)年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、一般事業主及び特定事業主は女性の活躍に関する状況の把握・課題分析、行動計画策定、情報公表が義務付けられるなど(常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主は努力義務)、自主的なポジティブ・アクションの取組が求められている。更に、閣議決定された政府の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の中では、事業主が事業主行動計画を定めるに当たって、課題を分析し、その課題解決に必要な取組を計画に定め、実行していくことが重要とされており、その把握・分析すべき項目の1つとして、管理的地位にある女性労働者等の割合がある。市は、市内活動団体及び事業者等が加盟する「かわさき男女共同参画ネットワーク」を通じ、女性の活躍推進法に関する情報提供を行うなど、事業者や団体に向けて方針決定過程への女性の参加促進を働きかけていく。

集 計 デ ー タ

1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

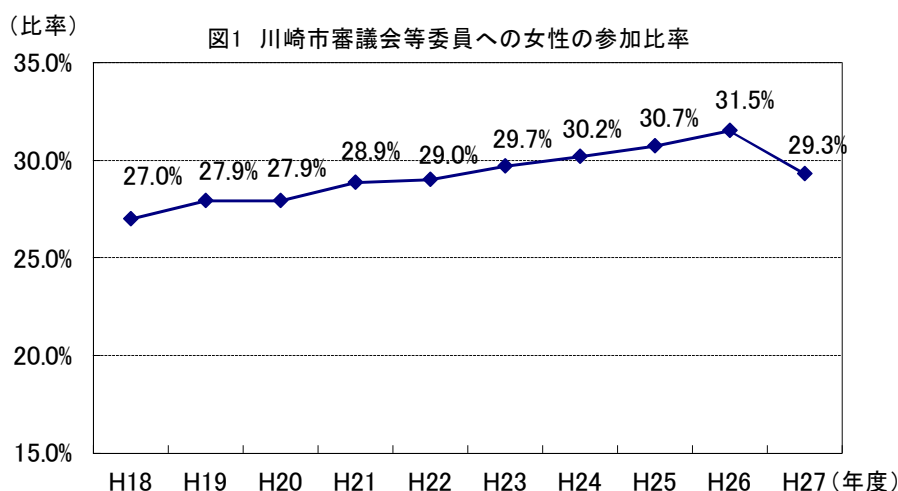
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率 (%)
平成元(1989)年度	116	54	3,221	425	2,796	13.2%
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%

*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日施行。

*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11(1999)年度から平成22(2010)年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を調査から除外した。

*平成26(2014)年度から審議会等委員の女性比率の目標値が40%となった。



2 審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)別]

No.	局(室)区名	審議会等の数と前年度比(ア)	委員数が男女ほぼ同数の審議会等の数と全審議会数に占める割合(イ)	女性委員が40%に満たない審議会等の数と全審議会数に占める割合(ウ)	(ア)のうち女性委員のいない審議会等の数(エ)	審議会等委員の総数(オ)	女性委員数(カ)	女性委員の参加比率と前年度比(キ)
1	総務局	14 (1)	3 (21.4%)	10 (71.4%)	1	294	41	13.9% (△0.1)
2	総合企画局	4 (1)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0	43	18	41.9% (7.1)
3	財政局	7 (1)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	1	30	7	23.3% (0.2)
4	市民・子ども局	24 (△4)	8 (33.3%)	15 (62.5%)	0	290	103	35.5% (4.9)
	市民・子ども局(子ども本部除く)	12 (△6)	5 (41.7%)	7 (58.3%)	0	152	52	34.2% (△0.2)
	子ども本部	12 (2)	3 (25.0%)	8 (66.7%)	0	138	51	37.0% (12.6)
5	経済労働局	17 (3)	2 (11.8%)	14 (82.4%)	1	177	36	20.3% (△0.8)
6	環境局	8 (2)	1 (12.5%)	7 (87.5%)	0	124	30	24.2% (△3.6)
7	健康福祉局	48 (△6)	10 (20.8%)	35 (72.9%)	5	802	270	33.7% (2.9)
8	まちづくり局	20 (8)	6 (30.0%)	14 (70.0%)	3	200	40	20.0% (△1.9)
9	建設緑政局	2 (0)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0	23	6	26.1% (0.0)
10	港湾局	2 (1)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	31	4	12.9% (9.2)
11	川崎区役所	7 (△1)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	0	76	30	39.5% (△4.9)
12	幸区役所	7 (△2)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	0	72	29	40.3% (△13.2)
13	中原区役所	6 (△3)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0	68	29	42.6% (△6.5)
14	高津区役所	10 (0)	3 (30.0%)	7 (70.0%)	1	134	33	24.6% (△14.4)
15	宮前区役所	5 (△4)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0	63	26	41.3% (△12.5)
16	多摩区役所	9 (0)	2 (22.2%)	7 (77.8%)	0	96	30	31.3% (△5.7)
17	麻生区役所	7 (△1)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0	76	25	32.9% (△2.5)
18	上下水道局	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	13	4	30.8% (△7.7)
19	交通局	4 (1)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0	26	10	38.5% (0.4)
20	病院局	2 (0)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0	20	2	10.0% (△5.0)
21	消防局	5 (1)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	3	40	2	5.0% (△4.0)
22	オンブズマン事務局	2 (0)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0	8	6	75.0% (0.0)
23	教育委員会	19 (△6)	5 (26.3%)	12 (63.2%)	1	251	87	34.7% (△4.1)
24	選挙管理委員会	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	16	2	12.5% (0.0)
計		231 (△8)	63 (27.3%)	156 (67.5%)	16	2,973	870	29.3% (△2.2)

* 委員総数が3人の審議会等の場合は、女性委員1人(33.3%)で男女ほぼ同数の審議会等(イ)とし、40%(目標値)に満たない審議会等(ウ)から除外する。

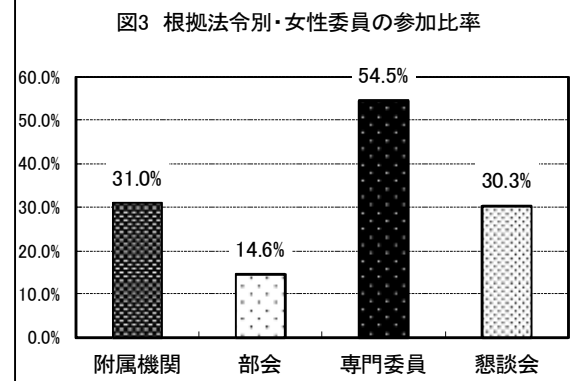
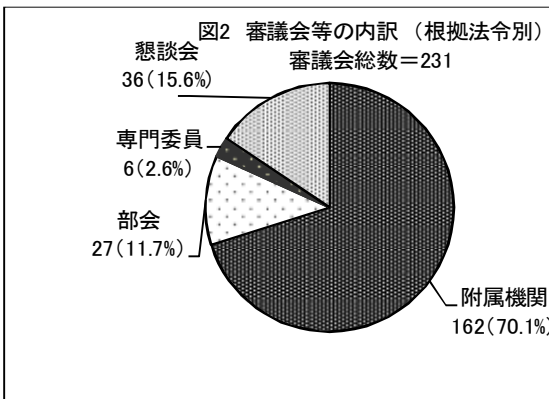
* 全28局(室)区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局(室)区は24であった。

* 女性委員の参加比率が、男女ほぼ同数となる40%以上60%未満にある局(室)区は、総合企画局、幸区役所、中原区役所、宮前区役所であった。

3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

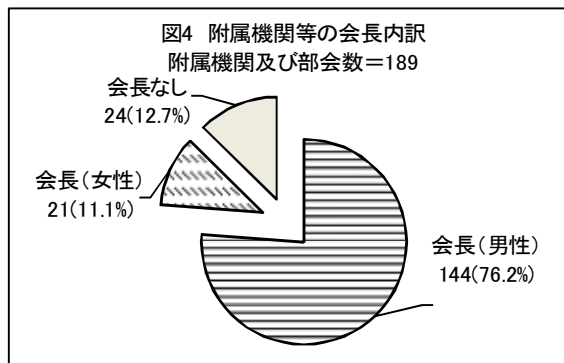
※区分の詳細については、P.2参照。

根拠法令別	審議会等の数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
附属機関(地自法第138条の4第3項)	162	154	2,204	683	1,521	31.0%
部会(附属機関設置条例第8条)	27	19	328	48	280	14.6%
専門委員(地自法第174条)	6	6	22	12	10	54.5%
(法律・条例 小計)	195	179	2,554	743	1,811	29.1%
懇談会(要綱等)	36	36	419	127	292	30.3%
合計	231	215	2,973	870	2,103	29.3%



4 会長・副会長への女性の参加状況

	附属機関及び部会数	附属機関及び部会の総数に占める割合	総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長もしくは副会長に就く女性の割合
会長を置いている	165	87.3%	165	21	144	12.7%
副会長を置いている	130	68.8%	142	34	108	23.9%

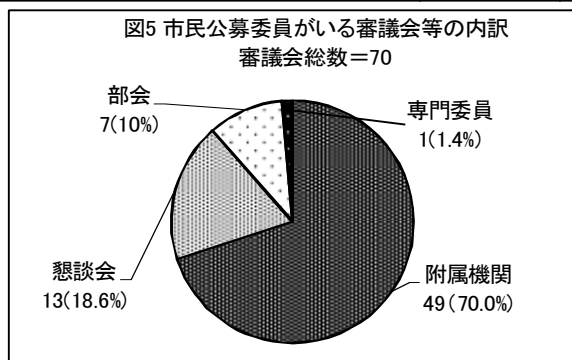


* 附属機関設置条例に基づき、附属機関及び部会は会長を置くことができる。附属機関及び部会の総数189のうち会長を置いている附属機関及び部会の数は165で、女性の会長は21人(12.7%)である。

* 附属機関及び部会の総数189のうち、副会長を置いている附属機関及び部会の数は130で、女性の副会長は34人(23.9%)である。副会長が2人以上いる附属機関及び部会もあるため、副会長総数は副会長を設置している附属機関及び部会の総数よりも多くなっている。

5 市民公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	市民公募委員総数(人)	女性市民公募委員数(人)	男性市民公募委員数(人)	市民公募委員の女性の参加比率
市民公募委員がいる	70	30.3%	198	88	110	44.4%



* 附属機関等の設置等に関する要綱第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努める」、また、川崎市附属機関等の委員公募実施指針第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努める」とされている。

* 審議会等総数231のうち市民公募委員がいる審議会等の数は70(30.3%)である。市民公募委員への女性の参加比率は44.4%と男女ほぼ同数となる数値である。

6 審議会等委員の女性の参加状況 [審議会等別]

平成27(2015)年6月1日現在

※法律または政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等については(必置)と記載

No.	審議会名	所管課	区分	部会等の母体となる附属機関名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期			再任の取扱い	根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のうち女性委員(人)		年	月	日		
総務局																
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関		7											川崎市名誉市民条例、川崎市名誉市民条例施行規則
—	川崎市イメージアップ事業認定審査会	ブランド戦略担当	懇談会		5						1					川崎市イメージアップ事業認定審査会設置要領
—	川崎市総務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8						2					川崎市附属機関設置条例
1	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	28	10	17	あり	川崎市情報公開条例
2	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	附属機関		7	5	2	40.0%	1	0	2	27	10	31	あり	川崎市資産公開等審査会条例
3	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	100.0%	0	0	2	27	12	31	あり	川崎市個人情報保護条例
4	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	附属機関		16	16	6	37.5%	3	1	2	27	12	31	あり	川崎市情報公開条例
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関		5						規定なし					地方自治法施行規程第17条、川崎市職員懲戒審査委員会規則
5	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会	人事課	附属機関		5人以内	4	1	25.0%	0	0	1	28	2	8	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関		10人以内											地方自治法、川崎市特別職報酬等審議会条例
6	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	28	1	31	あり	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
7	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	28	1	31	あり	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
8	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	附属機関		若干名	11	3	27.3%	0	0	なし				なし	労働安全衛生法、川崎市職員安全衛生管理規則
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関		9						2					川崎市職員退職年金条例
9	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	64	6	9.4%	0	0	2年または任期なし	28	3	31	あり	災害対策基本法(必置)、川崎市防災会議条例
10	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干名	63	5	7.9%	0	0	2年または任期なし	28	3	31	あり	川崎市防災会議条例
11	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				あり	川崎市防災会議条例
12	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関		55	53	6	11.3%	0	0	2	28	3	16	あり	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(必置)、川崎市国民保護協議会条例
13	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会	55	50	4	8.0%	0	0	2	28	3	16	あり	川崎市国民保護協議会条例
14	川崎市行財政改革に関する計画策定委員会	行財政改革室	附属機関		5	4	0	0.0%	0	0	1	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例
総務局合計(審議会等数:14)						294	41	13.9%	4	1						

総合企画局																
1	川崎市公共事業評価審査委員会	企画調整課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	27	6	30	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱
—	川崎市政策評価委員会	企画調整課	懇談会		8						2					川崎市政策評価委員会設置要綱
2	川崎市総合計画市民検討会議	企画調整課	懇談会		22	22	10	45.5%	7	3	2	28	3	31	なし	川崎市総合計画市民検討会議開催運営等要綱
3	川崎市総合計画有識者会議	企画調整課	懇談会		6	6	2	33.3%	0	0	2	28	3	31	なし	川崎市総合計画有識者会議開催運営等要綱
4	川崎市協働・連携のあり方検討委員会	自治推進部	附属機関		10	10	5	50.0%	2	1	1年 4か月	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例
総合企画局合計(審議会等数:4)						43	18	41.9%	9	4						
財政局																
1	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会		4	4	1	25.0%	0	0	1	28	3	31	あり	川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会		3						1					川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
2	川崎市土地利用審査会	資産運用課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	3	28	10	31	あり	国土利用計画法(必置)、川崎市土地利用審査会条例
3	川崎市不動産評価専門委員	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	27	7	31	あり	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則、不動産評価専門委員に関する要綱
4	川崎市資産改革検討委員会	資産運用課	懇談会		5	5	1	20.0%	0	0	1	28	3	31	あり	川崎市資産改革検討委員会設置要綱
5	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
6	川崎市入札監視委員会	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市入札監視委員会設置要綱
7	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関	5人 以内	5	0	0	0.0%	0	0	2	29	2	28	あり	川崎市契約条例
財政局合計(審議会等数:7)						30	7	23.3%	0	0						
市民・子ども局																
市民・子ども局(子ども本部除く)																
—	川崎市市民・子ども局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8						2					川崎市附属機関設置条例
1	子どもの安全・安心な環境づくりに係る専門委員	企画課	専門委員		8	7	3	42.9%	0	0	なし	27	7	31	なし	子どもの安全・安心な環境づくりに係る専門委員に関する要綱
2	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関	6人 以内	6	2		33.3%	0	0	2	28	8	31	あり	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
—	川崎市市民活動推進委員会	市民活動推進課	懇談会	8人 以内							2					川崎市市民活動推進委員会設置要綱
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関	5												川崎市附属機関設置条例
3	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関		25	20	1	5.0%	0	0	2	27	6	30	あり	交通安全対策基本法、川崎市交通安全対策会議条例
4	川崎市人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	附属機関		18	13	5	38.5%	3	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	5						2					川崎市附属機関設置条例
5	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	附属機関		26	26	12	46.2%	26	12	2	28	3	31	あり	川崎市外国人市民代表者会議条例

6	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	附属機関		10人以内	9	4	44.4%	1	1	3	28	9	30	あり	川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市いじめ総合調査員会	人権・男女共同参画室	附属機関		5人以内											川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
7	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	附属機関		13	13	7	53.8%	3	2	2	29	3	31	あり	男女平等かわさき条例、川崎市男女平等推進審議会規則
8	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	附属機関		10	9	3	33.3%	2	0	2	28	9	30	あり	川崎市男女共同参画センター条例、川崎市男女共同参画センター条例施行規則
9	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関		16	15	5	33.3%	0	0	2	28	9	30	あり	川崎市平和館条例、川崎市平和館条例施行規則
10	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	15	4	26.7%	2	1	2	28	4	30	あり	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化室	附属機関		15人以内											川崎市附属機関設置条例
11	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	附属機関		10人以内	10	4	40.0%	2	1	3	29	9	30	あり	川崎市文化芸術振興条例
12	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	附属機関		10	9	2	22.2%	2	1	2	28	5	31	あり	川崎市市民ミュージアム条例
—	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	懇談会		なし											川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
	市民・こども局(こども本部除く) 合計(審議会等数:12)					152	52	34.2%	41	18						
こども本部																
—	川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会	こども企画課	附属機関		8						2					川崎市附属機関設置条例
1	川崎市子ども・子育て会議	こども企画課	附属機関		25	22	10	45.5%	2	2	2	27	7	31	なし	子ども・子育て支援法、川崎市子ども・子育て会議条例
2	川崎市子ども・子育て会議計画推進部会	こども企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	25人以内	7	5	71.4%	1	1	2	27	7	31	なし	子ども・子育て支援法、川崎市子ども・子育て会議条例
3	川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会	こども企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	25人以内	9	4	44.4%	0	0	2	27	7	31	なし	子ども・子育て支援法、川崎市子ども・子育て会議条例
4	川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会	こども企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	25人以内	8	3	37.5%	1	1	2	27	7	31	なし	子ども・子育て支援法、川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会	こども企画課	附属機関		20	20	7	35.0%	0	0	2	28	3	31	あり	児童福祉法(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
6	川崎市児童福祉審議会第2部会	こども企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	若干	8	3	37.5%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市児童福祉審議会条例
7	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	附属機関		35	28	7	25.0%	0	0	2	28	8	31	あり	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
8	川崎市青少年の家運営協議会	青少年育成課	附属機関		10	10	3	30.0%	2	0	2	28	4	30	あり	川崎市青少年の家条例第20条、川崎市青少年の家運営協議会規則
9	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年育成課	懇談会		9	9	3	33.3%	0	0	2	27	7	31	あり	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
10	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	28	12	31	あり	児童福祉法
—	川崎市母子保健運営協議会 (川崎市母子保健運営懇談会と改称予定)	こども福祉課	懇談会		なし											川崎市母子保健運営協議会設置要綱
11	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例
12	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	運営支援・人材育成担当	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
	こども本部合計(審議会等数:12)					138	51	37.0%	6	4						
	市民・こども局合計(審議会等数:24)					290	103	35.5%	47	22						

経済労働局																
—	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8						2				川崎市附属機関設置条例	
1	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	20	3	15.0%	0	0	2	28	8	31	あり	川崎市附属機関設置条例
2	(仮称)新かわさき産業振興プラン策定専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会	5	5	1	20.0%	0	0	時 限 設 置	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	8	5	62.5%	1	1	2	29	10	31	あり	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
—	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	9						母体となる附属機関の任期満了まで					川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例、川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱
4	川崎市食の安全確保対策懇談会	消費者行政センター	懇談会		10	10	5	50.0%	1	1	2	28	10	31	あり	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
5	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業観光課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	28	5	31	あり	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
—	川崎市観光振興計画推進委員会	商業観光課	附属機関		10						2					川崎市附属機関設置条例
—	川崎市観光振興計画検討部会	商業観光課	部会	川崎市観光振興計画推進委員会												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20						3					川崎市附属機関設置条例
6	かわさき産業デザインコンペ審査委員会	次世代産業推進室	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	1	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例、かわさき産業デザインコンペ審査委員会設置要綱
7	新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会	次世代産業推進室	附属機関		7	7	1	14.3%	0	0	1	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例
8	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30人以内	17	5	29.4%	0	0	2	28	8	31	あり	川崎市勤労者福祉共済条例
9	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会		10	10	1	10.0%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市労働問題懇談会開催運営等要綱
10	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		10	8	3	37.5%	0	0	3	30	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市労働災害防止研究会運営委員会	労働雇用部	懇談会		10	10	1	10.0%	0	0		28	3	31	あり	川崎市労働災害防止研究会実施要綱
12	川崎市立労働会館運営委員会	労働雇用部	附属機関		10	9	1	11.1%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市立労働会館条例、川崎市立労働会館運営委員会要綱
13	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	附属機関		11	10	3	30.0%	0	0	2	28	10	31	あり	川崎市生活文化会館条例
14	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		20	11	2	18.2%	0	0	2	29	3	31	あり	卸売市場法、川崎市中央卸売市場業務条例、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則
15	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		13	11	1	9.1%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市地方卸売市場業務条例・川崎市地方卸売市場業務条例施行規則
16	川崎市卸売市場経営プラン策定協議会	中央卸売市場北部市場管理課	部会	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	13	13	0	0.0%	0	0	11か月	28	3	31	なし	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則
17	川崎市中央卸売市場取引委員会	中央卸売市場北部市場業務課	附属機関		18	18	1	5.6%	0	0	2	28	5	31	あり	卸売市場法第13条の2、川崎市中央卸売市場業務条例第90条の2～5、同条例施行規則第106条の2～5
—	北部市場水産物部再編措置等検討部会	中央卸売市場北部市場業務課	部会	川崎市中央卸売市場開設運営協議会							9か月					川崎市中央卸売市場業務条例第79条、同条例施行規則第103条の2
	経済労働局合計(審議会等数:17)				177	36		20.3%	2	2						
環境局																
—	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8						2					川崎市附属機関設置条例
1	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		30	31	5	16.1%	6	0	2	28	2	29	あり	川崎市環境基本条例

2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会	30	30	9	30.0%	6	2	2	27	12	31	あり	「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱	
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関	5											川崎市附属機関設置条例	
3	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議	地球環境推進室	懇談会	4	4	1	25.0%	0	0	3	30	3	31	なし	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議開催運営等要綱	
4	川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会	地球環境推進室	附属機関	11	11	2	18.2%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例	
5	川崎市環境影響評価審議会	環境局環境評価室	附属機関	20人以内	20	2	10.0%	2	0	2	28	11	30	あり	川崎市環境影響評価に関する条例	
6	汚染土壌処理施設等専門家会議	環境対策課	懇談会	なし	4	1	25.0%	0	0	2	28	12	31	あり	川崎市汚染土壌処理施設等に関する事務手続要綱、汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営要綱	
7	川崎市ごみ減量推進市民会議	減量推進課	懇談会	20	18	8	44.4%	2	1	2	28	3	31	あり	川崎市ごみ減量推進市民会議開催運営等要綱	
8	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	附属機関	7人以内	6	2	33.3%	0	0	2	28	3	31	なし	川崎市附属機関設置条例	
	環境局合計(審議会等数:8)				124	30	24.2%	16	3							
健康福祉局																
—	川崎市健康福祉関連施設整備事業者選定委員会	総務部施設計画・整備担当	附属機関	5							2				川崎市附属機関設置条例	
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関	5							2				川崎市附属機関設置条例	
1	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会	企画課	附属機関	5	2	1	50.0%	0	0	2	29	1	31	あり	川崎市附属機関設置条例	
2	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	附属機関	35	22	2	9.1%	0	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法(必置)、川崎市社会福祉審議会条例	
3	川崎市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	9	2	22.2%	0	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例	
4	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	6	0	0.0%	0	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例	
5	川崎市社会福祉審議会3審査部会(障害程度・指定医師・指定自立支援医療機関)	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	18	1	5.6%	0	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例	
6	川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	6	0	0.0%	0	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例	
7	川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会	8	0	0.0%	2	0	3	29	3	31	あり	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例	
8	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	附属機関	14	14	3	21.4%	0	0	3	28	9	30	なし	民生委員法(必置)、川崎市民生委員推薦会規則	
9	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	附属機関	23	23	4	17.4%	7	2	2	29	5	31	あり	国民健康保険法(必置)、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則	
—	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	生活保護・自立支援室	懇談会												川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営要綱	
10	川崎市地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケア推進室	附属機関	10	10	4	40.0%	1	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則	
11	川崎区地域包括支援センター運営協議会	川崎区役所高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	2	2	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
12	幸区地域包括支援センター運営協議会	幸区役所高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	5	62.5%	2	1	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
13	中原区地域包括支援センター運営協議会	中原区役所高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	5	62.5%	0	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
14	高津区地域包括支援センター運営協議会	高津区役所高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
15	宮前区地域包括支援センター運営協議会	宮前区役所高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則

16	多摩区地域包括支援センター運営協議会	多摩区役所 高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	3	37.5%	0	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
17	麻生区地域包括支援センター運営協議会	麻生区役所 高齢・障害課	附属機関	川崎市地域包括支援センター運営協議会	8	8	3	37.5%	0	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
18	介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会	高齢者事業推進課	部会	川崎市介護保険運営協議会	5	5	1	20.0%	1	0	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
19	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課・障害福祉課	附属機関		15人以内	13	6	46.2%	3	2	2	29	5	31	あり	川崎市附属機関設置条例
20	川崎市介護認定審査会	介護保険課	附属機関		300人以内	254	125	49.2%	0	0	2	29	3	31	あり	介護保険法(必置)、介護保険法施行令、川崎市介護保険条例
21	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	附属機関		20	20	9	45.0%	4	2	3	27	6	30	あり	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
22	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		26	25	9	36.0%	0	0	1	28	3	31	あり	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(必置)
23	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	20	8	40.0%	0	0	2	28	5	20	あり	障害者基本法(必置)、川崎市障害者施策審議会条例
24	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	28	10	31	あり	川崎市附属機関設置条例
25	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	3	20.0%	0	0	3	29	3	31	あり	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
26	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	30	3	31	なし	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条、川崎市自殺対策評価委員会規則
27	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害者雇用・就労推進課	附属機関		なし	5	1	20.0%	0	0	1	27	7	31	あり	川崎市身体障害者更生資金貸付条例
28	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	附属機関		11	11	3	27.3%	0	0	3	28	3	31	あり	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(必置)
29	川崎市地域医療審議会	医療政策推進室	附属機関		30人以内	19	2	10.5%	1	1	2	28	3	31	あり	川崎市地域医療審議会条例
30	川崎市地域医療審議会周産期医療運営専門部会	医療政策推進室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	12	2	16.7%	0	0	2	27	10	31	あり	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
31	川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会	医療政策推進室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	なし	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要領
32	川崎市食育推進会議	健康増進課	附属機関		19	19	11	57.9%	2	2	2	27	6	30	あり	川崎市食育推進会議条例
—	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会	健康増進課	懇談会		20						2					川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
33	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	15	2	13.3%	0	0	2	28	9	30	あり	公害健康被害の補償等に関する法律第45条(必置)、川崎市公害健康被害認定審査会条例
34	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	28	9	30	あり	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
35	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例
36	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関		20	13	4	30.8%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則
37	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
38	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
39	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
40	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
41	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
42	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱

43	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
44	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	附属機関		9人以内	9	6	66.7%	0	0	2	27	7	31	あり	川崎市附属機関設置条例
45	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6人以内	5	1	20.0%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
46	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	9	3	33.3%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市葬祭条例第16条
47	川崎市感染症診査協議会	健康危機管理担当	附属機関		16	16	1	6.3%	0	0	2	29	3	31	あり	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(必置)、川崎市感染症診査協議会条例
—	川崎市感染症対策協議会	健康危機管理担当	附属機関		26						2					川崎市附属機関設置条例
—	川崎市結核対策推進会議	健康危機管理担当	部会	川崎市感染症対策協議会	26						2					川崎市附属機関設置条例
48	川崎市予防接種運営委員会	健康危機管理担当	附属機関		25	25	5	20.0%	0	0	2	29	5	31	あり	川崎市予防接種運営委員会条例
	健康福祉局合計(審議会等数:48)					802	270	33.7%	25	12						
まちづくり局																
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	懇談会		30人以内	26	1	3.8%	3	0	2	28	7	30	あり	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱
2	川崎駅東西自由通路歩行者流動検討部会	企画課	懇談会			9	1	11.1%	0	0	なし				あり	なし
3	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	28	3	31	あり	建築基準法(必置)、川崎市建築審査会条例
4	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	28	7	31	あり	都市計画法(必置)、川崎市開発審査会条例
5	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	27	12	31	あり	川崎市中高層等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例
6	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20人以内	18	3	16.7%	3	2	2	28	4・5	30・31	あり	都市計画法(必置)、川崎市都市計画審議会条例
7	都市計画提案制度小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	5	5	0	0.0%	0	0	2	27・28	10・4	13・30	あり	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
8	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	13	12	2	16.7%	3	2	2	28	4・5	30・31	あり	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
9	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	6	5	0	0.0%	0	0	2	27・28	10・4	13・30	あり	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
10	低炭素都市づくり検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	1	25.0%	0	0	2	28・29	4	30・20	あり	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会												都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会												都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
11	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	附属機関		15人以内	15	6	40.0%	3	0	2	27	6	30	あり	川崎市都市景観条例
12	川崎市都市景観審議会専門部会	景観・まちづくり支援課	部会	川崎市都市景観審議会	6人以内	6	3	50.0%	0	0	2	27	6	30	あり	川崎市都市景観条例
13	川崎市地区まちづくり審議会	景観・まちづくり支援課	附属機関		7人以内	5	3	60.0%	2	1	2	28	6	30	あり	川崎市地区まちづくり育成条例
14	川崎市地域公共交通会議	交通政策室	懇談会		20	14	2	14.3%	2	2	2	29	3	31	あり	川崎市地域公共交通会議設置要綱
15	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会	交通政策室	懇談会		25	20	1	5.0%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会設置要綱
16	川崎市住宅政策審議会	住宅政策担当	附属機関		15	15	6	40.0%	3	1	2	29	4	30	あり	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則

17	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関	10	10	0	0.0%	0	0	5	30	12	15	あり	土地区画整理法(必置)、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
18	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	専門委員	3	3	1	33.3%	0	0	なし				あり	土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
19	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	施設保全担当	懇談会	8	6	1	16.7%	0	0	2	27	6	30	あり	川崎市耐震改修構造判定検討委員会設置要綱	
20	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会	4	4	1	25.0%	0	0	2	28	7	13	あり	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱	
	まちづくり局合計(審議会等数:20)				200	40	20.0%	19	8							
建設緑政局																
—	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関	8						2					川崎市附属機関設置条例	
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関	15	13	5	38.5%	3	0	2	28	3	31	あり	川崎市屋外広告物条例、川崎市屋外広告物条例施行規則	
—	自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	附属機関	30											自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例	
2	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関	10	10	1	10.0%	3	1	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例	
	建設緑政局合計(審議会等数:2)				23	6	26.1%	6	1							
港湾局																
1	川崎港港湾審議会	庶務課	附属機関	35	26	2	7.7%	0	0	2	29	5	24	あり	港湾法(必置)、川崎港港湾審議会条例	
2	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関	8	5	2	40.0%	0	0	2	29	5	24	なし	川崎市附属機関設置条例	
	港湾局合計(審議会等数:2)				31	4	12.9%	0	0							
川崎区役所																
1	川崎市川崎区指定管理選定評価委員会	総務課	附属機関	8	8	2	25.0%	0	0	2	29	5	31	なし	川崎市附属機関設置条例	
2	川崎区区民会議	企画課	附属機関	20	18	8	44.4%	4	2	2	28	3	31	あり	川崎市区民会議条例、川崎市区民会議条例施行規則、川崎区区民会議要綱、川崎区区民会議運営要綱	
3	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関	5	5	2	40.0%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例、いきいきかわさき区提案事業実施要綱	
4	川崎市教育文化会館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関	10人以内	8	5	62.5%	1	1	2	28	4	30	あり	川崎市教育文化会館条例、川崎市教育文化会館運営審議会規則	
5	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関	18	16	5	31.3%	0	0	2	29	5	31	あり	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例	
6	川崎区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	懇談会	なし	14	6	42.9%	0	0	なし				なし	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱	
7	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	29	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
	川崎区合計(審議会等数:7)				76	30	39.5%	5	3							
幸区役所																
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関	8人以内	3	1	33.3%	0	0	2	29	5	31	あり	川崎市附属機関設置条例	
2	幸区区民会議	企画課	附属機関	20	20	7	35.0%	4	1	2	28	6	30	あり	川崎市区民会議条例、幸区区民会議要綱	
3	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関	5	5	1	20.0%	0	0	2	29	5	31	あり	川崎市附属機関設置条例、幸区提案型協働推進事業実施要綱	

4	幸市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10人以内	8	3	37.5%	1	1	2	28	4	30	あり	社会教育法、川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
5	幸区保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		20	15	5	33.3%	0	0	2	28	4	30	あり	川崎市保健所運営協議会条例
6	幸区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	懇談会		14	14	9	64.3%	0	0	3	30	3	31	あり	幸区地域福祉計画推進会議運営等要綱
7	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
幸区合計(審議会等数:7)						72	29	40.3%	5	2						

中原区役所

—	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8人以内						2					川崎市附属機関設置条例
1	中原区区民会議	企画課	附属機関		20	20	9	45.0%	3	2	2	28	6	30	あり	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則、中原区区民会議要綱
2	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5人以内	5	3	60.0%	0	0	2	27	12	31	あり	川崎市附属機関設置条例、中原区市民提案型事業実施要綱
3	中原市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10人以内	8	3	37.5%	1	0	2	28	4	30	あり	川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
4	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		20人以内	16	4	25.0%	0	0	2	28	4	30	あり	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
5	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	懇談会		なし	12	7	58.3%	0	0	1	28	3	31	あり	中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱
6	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
中原区合計(審議会等数:6)						68	29	42.6%	4	2						

高津区役所

1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	3	0	0.0%	0	0	2	29	5	31	なし	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	総務課	附属機関		10	7	3	42.9%	0	0	2	28	5	31	あり	川崎市大山街道ふるさと館条例、川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則
—	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5人以内						2					川崎市附属機関設置条例
3	高津区区民会議	企画課	附属機関		20	20	6	30.0%	5	3	2	28	6	30	あり	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則、高津区区民会議要綱
4	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会		20人程度	23	6	26.1%	4	2	2	28	3	31	あり	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
5	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会	企画課	懇談会		5	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	あり	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
6	川崎市高津市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10	9	2	22.2%	1	0	2	28	4	30	あり	川崎市市民館条例
7	高津区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	懇談会		なし	16	4	25.0%	2	1	3	30	3	31	あり	高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
8	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		20人以内	19	3	15.8%	1	1	2	28	4	30	あり	川崎市保健所運営協議会条例
9	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
10	高津区自転車等駐車対策推進協議会	管理課	部会	川崎市自転車等駐車対策協議会	30	25	3	12.0%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市自転車等駐車対策協議会条例
高津区合計(審議会等数:10)						134	33	24.6%	13	7						

宮前区役所

—	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8人以内						2					川崎市附属機関設置条例
1	宮前区区民会議	企画課	附属機関		20	20	6	30.0%	2	0	2	28	3	31	あり	川崎市市民会議条例
2	川崎市宮前市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10	8	4	50.0%	1	1	2	28	4	30	あり	社会教育法、川崎市市民館条例
3	川崎市宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		20	17	4	23.5%	0	0	2	28	6	30	あり	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
4	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	懇談会		20	11	9	81.8%	1	1	2	29	3	31	あり	川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議開催運営等要綱
5	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	27	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則第9条
	宮前区合計(審議会等数:5)				63	26		41.3%	4	2						
多摩区役所																
—	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8人以内						2					川崎市附属機関設置条例、事業者選定等に関する手続き要綱
1	多摩区区民会議	企画課	附属機関		20	20	5	25.0%	4	1	2	28	6	30	あり	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例
2	多摩区区民会議企画部会	企画課	部会	多摩区区民会議	7	7	2	28.6%	2	0	2	28	6	30	あり	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例
3	多摩区区民会議人・まち・わづくり部会	企画課	部会	多摩区区民会議	9	9	3	33.3%	0	0	2	28	6	30	あり	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例
4	多摩区区民会議多摩区の魅力いきいき部会	企画課	部会	多摩区区民会議	11	11	2	18.2%	4	1	2	28	6	30	あり	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例
5	川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	29	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)実施要綱、川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)審査要綱
6	多摩市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10人以内	8	3	37.5%	1	1	2	28	4	30	あり	川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
7	多摩区保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		17	17	4	23.5%	0	0	2	28	4	30	あり	川崎市保健所運営協議会条例
8	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	懇談会		14	14	7	50.0%	2	2	3	29	3	31	あり	多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
9	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	5	3	60.0%	0	0	3	29	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
	多摩区合計(審議会等数:9)				96	30		31.3%	13	5						
麻生区役所																
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	29	5	31	なし	川崎市附属機関設置条例
2	麻生区区民会議	企画課	附属機関		20人以内	20	7	35.0%	5	2	2	28	6	30	あり	川崎市市民会議条例
3	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5人以内	5	2	40.0%	0	0	11か月	28	2	28	あり	川崎市附属機関設置条例
4	麻生市民館運営審議会	生涯学習支援課	附属機関		10人以内	8	3	37.5%	1	0	2	28	4	30	あり	社会教育法、川崎市市民館条例、川崎市市民館運営審議会規則
5	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	附属機関		16	16	3	18.8%	0	0	2	28	6	30	あり	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
6	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	懇談会		17	17	7	41.2%	3	2	4	29	3	31	あり	あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱
7	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	附属機関	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	27	6	30	あり	民生委員法施行令、川崎市民生委員推薦会規則
	麻生区合計(審議会等数:7)				76	25		32.9%	9	4						

上下水道局																
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会		13	13	4	30.8%	2	1	2	28	9	30	あり	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
—	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会	調整担当	懇談会													上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
—	川崎市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議	下水道計画課	懇談会													川崎市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議設置要綱
	上下水道局合計(審議会等数:1)				13	4	30.8%	2	1							
交通局																
—	川崎市バス事業者経営問題検討会	経営企画課	懇談会		10											川崎市バス事業者経営問題検討会設置要綱
1	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会		6	6	2	33.3%	0	0	2	29	2	28	あり	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
2	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会	管理課、経営企画課	懇談会		8	7	3	42.9%	0	0	2	29	3	31	なし	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
3	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	管理課	懇談会		8	8	4	50.0%	0	0	1	28	5	31	あり	川崎市屋外広告物条例施行規則、川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
4	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会		5	5	1	20.0%	0	0	6か月	27	9	30	あり	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
	交通局合計(審議会等数:4)				26	10	38.5%	0	0							
病院局																
1	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会		6人以内	6	1	16.7%	0	0	3	28	3	31	あり	川崎市立病院運営委員会設置要綱
2	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会		15	14	1	7.1%	3	0	2	28	7	31	あり	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱
	病院局合計(審議会等数:2)				20	2	10.0%	3	0							
消防局																
1	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関		20	15	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関		4	4	0	0.0%	0	0	2	27	10	19	あり	川崎市附属機関設置条例、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
3	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	1	9.1%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市メディカルコントロール協議会作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	6	6	1	16.7%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	28	3	31	あり	川崎市附属機関設置条例
	消防局合計(審議会等数:5)				40	2	5.0%	0	0							
市民オンブズマン事務局																
1	川崎市市民オンブズマン(専門調査員)	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	2	50.0%	0	0	1	27・28	9・11・3	30・31	あり	川崎市市民オンブズマン条例、市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン(専門調査員)	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	4	100.0%	4	4	1	28	3	31	あり	川崎市人権オンブズパーソン条例、人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
	市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:2)				8	6	75.0%	4	4							
教育委員会																

7 各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局(室)区名 女性委員 の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民・こども局	経済労働局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	オンブズマン事務局	教育委員会	選挙管理委員会	合計	構成比(%)
100.0%	1																					1			2	0.9%
90.0-99.9%																									0	0.0%
80.0-89.9%															1										1	0.4%
70.0-79.9%				1																					1	0.4%
60.0-69.9%				1	1		3	1			1	1	1	1		1							2		13	5.6%
50.0-59.9%	1	1		1	1		5	1				1			1	1			1			1			15	6.5%
40.0-49.9%	1	1		6	1	1	5	3		1	3	1	2	2	1		2		1				4		35	15.2%
30.0-39.9%	2	1	3	9	2	2	6	2	1		1	4	1	1	1	2	3	1	1				7		50	21.6%
20.0-29.9%	3	1	3	5	3	2	13	3			2	1	1	3	1	4	1		1				1		48	20.8%
10.0-19.9%	2				6	3	8	5	1					2		1	1			1	1		4	1	36	15.6%
0.0-9.9%	4		1	1	3		8	5		1				1						1	4		1		30	13.0%
うち 0.0%	1		1		1		5	3						1							3		1		16	6.9%
合計	14	4	7	24	17	8	48	20	2	2	7	7	6	10	5	9	7	1	4	2	5	2	19	1	231	100.0%

【女性委員の参加比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	10	2	4	15	14	7	35	14	2	1	3	4	2	7	2	7	4	1	2	2	5	0	12	1	156	67.5%
-------	----	---	---	----	----	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------

注) 委員総数が3人の審議会等の場合、女性委員が1人(33.3%)は男女ほぼ同数の審議会等とする。

* 各局(室)区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%~39.9%の審議会等の数が50(構成比21.6%)と最も多い。

8 女性委員のいない審議会等の参加促進計画

局(室)区名		審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮 (※1)	目標			
					平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	
1	総務局	行財政改革室	川崎市行財政改革に関する計画策定委員会	※平成27年6月1日時点では女性委員がゼロだが、右記のとおり紹介をいただき、6月25日付けで1人、女性委員を委嘱する予定である。	1	現任の学識経験者に後任として女性の紹介をいただく。1人増やす(20%)	(解消する予定であるため、目標の記入なし)	(解消する予定であるため、目標の記入なし)
2	財政局	契約課	川崎市作業報酬審議会	制度見直しのため、委員全員を再任とした。(前回は全て男性)	3		任期満了を迎えるため、関係団体の代表に女性参画を打診し、2名以上の女性参画を目指す。	
3	経済労働局	中央卸売市場北部市場管理課	川崎市卸売市場経営プラン策定協議会	関係事業者や推薦母体となる団体に女性が少なく、また役職により選任される場合が多いため。	1	平成27年度をもってプランの策定を完了し、解消予定		
4	健康福祉局	地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	1	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。
5	健康福祉局	地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	1	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。
6	健康福祉局	地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	1	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。	委員交代時には、女性の推薦をお願いする。
7	健康福祉局	医療対策推進室	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する関係者や専門的見識者については、現状、各団体等において男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難であるため。	1	推薦依頼の際に、推薦団体に対し、本市審議会委員への女性の参画を促進する取組について案内し、協力をお願いする。	1人増やす。(14.3%)	
8	健康福祉局	環境保健課	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	法の定める分野に女性が少ないため。	3		選任委員に、後任として女性の紹介をいただき、1人増やすことを目指す。	
9	まちづくり局	都市計画課	川崎市都市計画審議会 都市計画提案制度小委員会	審議会の下部組織として専門的な事項の検討を行っており、小委員会の検討内容にふさわしい女性研究者が少ないため。	1	—	—	—

局(室)区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮(※1)	目標			
				平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	
10 まちづくり局	都市計画課	川崎市都市計画審議会 都市計画道路網のあり方検討小委員会	審議会の下部組織として専門的な事項の検討を行っており、審議会の学識委員が委員になっていること、及び臨時委員について小委員会の検討内容にふさわしい女性研究者が少ないため。	1	—	—	—
11 まちづくり局	登戸区画整理事務所	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	委員10名中、8名の委員は選挙で選出し、2名の学識経験者は専門分野に女性が少ないため、登用が難しい。	3	任期中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。	任期中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。	任期中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。
12 高津区	総務課	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会	当該委員会は附属機関等の見直しに伴い、昨年度までの民間活用推進委員会から変更したものであり、選任する委員につきましても昨年度までの委員を選任したため目標値を達成できておりません。	1			比率に配慮した選任を行います。(40%)
13 消防局	危険物課	川崎市危険物等保安審議会	各消防署の推薦団体が依頼事業所に対して推薦依頼を行っても、危険物の保安に関する学識経験者に女性が少なく、参加が得られないため。	3	消防局として、特定の人物を指名する方式ではないが、今後も継続して推薦依頼の際、各消防署の推薦団体に対して、女性の参加を可能な限り依頼するよう、委員就任を承諾した事業所に働きかけるようにする。	同左	同左
14 消防局	危険物課	川崎市コンビナート安全対策委員会	川崎市附属機関設置条例の制定に伴い、委員定数を見直した際、女性委員がゼロとなったもの。	1	研究者の人材検索の活用や委員からの推薦を頂く等、女性の参画促進に取り組む	同左	同左
15 消防局	救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	要綱により市内の救命救急センター長及び消防局警防部長となっており、現時点でその役職にあるものが男性であるため。	3	男女比に配慮するよう要綱の見直しを検討する。	同左	同左
16 教育委員会	文化財課	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	この分野での女性学識経験者はいないため。	3	現状、当該分野を専門とする学識者で委員にふさわしい者はいないため、参加促進は難しい。	同左	同左

(※1)1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されている等、担当課の取組だけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。

*女性委員のいない審議会等は、全部で16である(前年度14)。

*女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮の有無について、16の審議会等のうち「配慮した」審議会等は10(62.5%)、「配慮しなかった」審議会等は0、「その他」と回答した審議会等は6(37.5%)であった。

調 查 資 料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成30年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるようめざす。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。
- (3) 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30パーセントとする。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び市民・こども局こども本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、男女共同参画推進員(各所管局庶務担当課長)の合議の上、市民・こども局長と事前協議を行うものとする。

2 市民・こども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民・こども局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民・こども局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名							新規設置・改選年月日		平成 年 月 日						
根拠法令等							再任の取扱い (○をつける)		あり なし						
区分	現状値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委員 内 訳	学識経験														
	団体推薦														
	市民公募														
	行政職員														
	合計														
※目標値（女性比率40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率50%未満で現状値より比率が下がる理由															

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民・こども局長

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

【記入に関する留意点】

- * 各課で所管するすべての審議会等(部会を含む)について記入対象となります。
- * 参考添付の「審議会等一覧表」を参考に記入をお願いします。一覧表に含まれない審議会等があれば記入をお願いします。
- * 設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿をあわせて提出してください。

No.	審議会名	所管課	根拠法令等	設置の区分		H27.6.1 現在の 活動状 況	委員		委員のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		会長 (性別)	副会長 (性別)	任期 (年)	現委員の任期		再任さ れた委 員の有 無	今後の 設置の 方向性	担当課として、再任の際に男女比に配慮 したか(2. しなかった、3. その他の場合 はその理由を記入)		
				部会の母 体となる附 属機関名	定数 (人)		現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	年 月 日 から				年 月 日 まで						
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						

女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期满了 年月日	女性委員ゼロの理由	女性の参加促進計画		
						平成27年度	平成28年度	平成29年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

平成 27(2015)年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

平成 27(2015)年 10 月発行

所管： 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
男女平等推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1
電話：044-200-2300

